

指定訪問入浴介護サービス

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
 ※当事業所は処遇改善加算Ⅰの要件を満たしています。以下の料金表には処遇改善加算Ⅰの加算分は含まれていません。お支払いただく金額は料金表の金額に5.8%加算された金額になります。

		利用料	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）
全身入浴を実施した場合	看護師又は准看護師 1名及び介護職員 2名で実施した場合	13,375 円	1,338 円	2,675 円
	介護職員 3名で実施した場合	12,711 円	1,272 円	2,543 円
全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合	看護師又は准看護師 1名及び介護職員 2名で実施した場合	9,362 円	937 円	1,873 円
	介護職員 3名で実施した場合	8,902 円	891 円	1,781 円

加算	利用料	利用者負担額		算定回数等
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の58/1000	1割	左記の1割	1月あたり
		2割	左記の2割	

※ 主治医の意見を確認したうえで、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員によりサービス提供を実施したとき（介護職員3名）は、利用料等は95/100となります。

※ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施したときは、利用料等は70/100となります。

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。